犬や猫などの動物と人がともに暮らせる社会をめざして

9月20日～26日は動物愛護週間です

動物の愛護と飼養をもう一度確認し、ルールやマナーを守り適切に飼養しましょう。自分では気にならなくても、ほかの方は迷惑に感じていることがあるかもしれません。

問環境防災課　☎84－0314

ペットは愛情と責任を持って飼いましょう

町では、清潔で美しいまちづくりの実現をめざすため「開成町きれいなまちをつくる条例」を定め、7月から運用しています。

この条例ではペットを正しく飼うことや犬のフンの投棄、放置の禁止を定めています。ペットは愛情と責任を持って飼いましょう。

ペットを正しく飼うために

●猫

エサは決まった時間に、決まった場所で与えましょう

・食べ残したエサをそのままにしておくと、野良猫が集まる原因になります。

首輪と迷子札をつけましょう

・飼い主の責任を明らかにし、近隣への迷惑の防止、交通事故の場合などの速やかな連絡に役立ちます。

屋内で飼いましょう

・猫はエサを十分得られれば特に広い生活空間は必要としません。交通事故や病気の感染を防止できます。

●犬

犬の登録・狂犬病予防注射をしてください。

・生後91日以上の犬は、生涯1回の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法で義務付けられています。登録は、環境防災課で受け付けています。

鑑札をつけましょう

・登録の際交付される鑑札と注射済票は必ず犬に着けてください。狂犬病予防法で義務付けられています。また、逃げてしまったときなどの速やかな連絡に役立ちます。

運動をさせましょう

・一日中部屋に閉じ込められていたり、犬小屋に入れられたりすると、無駄吠えの原因となります。朝晩20～30分運動をさせましょう。

●そのほかのペット

・ペットの生態を把握し、それぞれのペットの飼育環境を整え、長生きするよう愛情を持って飼いましょう。また、他人に迷惑をかけないように飼いましょう。

ペットに関するトラブルを防ぐために

犬の無駄吠えを防ぎましょう

無駄吠えには次の原因が考えられます。

・用便を足したい
・運動が不足している
・寂しい
・体調が悪い
・居心地が悪い
・近所に無駄吠えをする犬がいる

無駄吠えの解決には飼い主のしつけが不可欠です。犬の置かれている環境を変えることなども必要になります。

犬には、ほかの犬の真似をする習性があります。近所に無駄吠えをする犬が居る場合、飼い主と協力し合い解決しましょう。

野良猫にエサを与えないでください。

エサを与えることで、今まで散らばって生活していた猫が集まり、コロニーと呼ばれる「たまり場」を形成します。

猫が集まることによってフンなどによるトラブルが起きてしまいます。

不妊・去勢手術をしましょう

のぞまない命が生まれないだけでなく、病気の発生を抑えます。問題行動も少なくなります。

日常的に気をつけること

・犬の放し飼いは危険です。絶対にやめましょう。
・ペットのフンは、責任を持って持ち帰りましょう。
・責任を持って最期まで飼うようにしましょう。
・悪臭などで、近所の迷惑にならないよう、トイレなどのしつけをしましょう。

ペットに関する町への各種手続

●犬

・新しく飼うときは必ず登録してください。（登録手数料3000円）
・飼い犬が死亡したとき、飼い犬の所在地が変わったとき、飼い主の住所や氏名が変わったときは30日以内に必ず環境防災課に届け出をしてください。
・毎年1回狂犬病予防注射を受けてください。（注射済証交付手数料550円、注射料金は別にかかります）

●猫

・飼い猫に対する不妊・去勢手術費用の一部を助成（3000円）しています。

9月10日は屋外広告物の日
屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物（看板など）は、さまざまな情報を提供したり、まちを活気づけたりしますが、屋外広告物が無秩序に掲示されると自然の風致や良好な景観を損なうだけでなく、道路交通の安全を阻害したり、表示内容によっては青少年に有害なものもあります。そのため、町では「神奈川県屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物の適正な規制や誘導を図っています。

問街づくり推進課　☎84-0321

違法看板の除去を実施します

9月10日の屋外広告物の日は、全国的に屋外広告物適正化キャンペーンや除去活動が実施されます。開成町では、9月15日（火）に違法看板の除去を実施します。

屋外広告物に関するルールを守らないで、違法行為をした者については10万円以下の罰金が科せられることになっています。違法看板を無くし、良好な景観を形成しましょう。

■表示できない屋外広告物

①倒壊または落下のおそれのあるもの
②信号機または道路標識などに類似したもの
③信号機または道路標識などの効用を妨げるもの
④交通の安全を阻害するおそれのあるもの

■屋外広告物を表示できない場所

①信号機、道路標識、道路上の柵など
②郵便ポストや電話ボックスなど
③石垣やよう壁、街路樹
④電柱や街灯柱など（基準に適合するものは除く）

指定管理者制度導入の準備を進めています
平成22年4月から開成水辺スポーツ公園

町では、開成水辺スポーツ公園を直営で管理していますが、平成22年4月から指定管理者制度を導入するため、準備を進めています。

問生涯学習課　☎82-5221

年間を通じて多くの人が楽しむパークゴルフ

指定管理者制度の導入に向けて

開成水辺スポーツ公園については、平成19年度に指定管理者に管理を移行する計画を立てましたが、「現状のパークゴルフ場の芝管理に問題がある。このまま民間に管理を任せて大丈夫か」という不安の声があがり、平成19年度の導入を見送ることにしました。

平成18年度から平成20年度までの3年間は、パークゴルフ場の芝管理を徹底するとともに、3年計画でサッカー場・野球場・ソフトボール場の整備を進めてきました。

条例を改正しました

指定管理者制度を導入するために、平成21年6月議会で「開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例」を改正し、あわせて規則も改めました。

制度導入のメリット

指定管理者制度を導入することによって、利用の許可（不許可）の決定を指定管理者が行うことになるので、利用申込みなどの簡素化が図れます。

また、小回りのきく対応が可能になり、独自のサービスの提供や独自の大会やイベントなどの開催が期待できます。さらに指定管理者制度の導入に伴い、歳出削減分をほかの経費に充当することが可能になります。

今後の予定

今後の検討課題は、バラ園の改修を行いパークゴルフ場の増設を図ること、グリーンを年間開放できるようにすることです。今後、計画的にグリーンの拡幅工事を実施したいと考えています。

今後、9月18日（金）まで募集を行い、10月中に指定管理者の候補者を決定する予定です。

開成水辺スポーツ公園